

意見募集案件	介護支援ボランティア事業実施要綱の制定について
担当課	保健福祉部高齢者支援課 電話 011-372-3311 内805

意見募集期間	平成26年6月15日(日)から平成26年7月14日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(高齢者支援課)及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島6月15日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>保健福祉部高齢者支援課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-7791 電子メールアドレス: kourei@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成26年8月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 介護支援ボランティア活動を通して、地域の社会参加活動に貢献することを奨励及び支援し、自らの介護予防を促進するための事業を実施できるよう制定するものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 介護支援ボランティア活動ができる方は、市内に在住する65歳以上で、要支援、要介護認定を受けていない方です。 介護支援ボランティア活動を行った方に対し、実績に応じた評価ポイントを付与します。この評価ポイントは物品等に交換することができます。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等 介護保険法第115条の45第1項</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 身体的に介護予防の促進につながり、介護を必要としない高齢者の増加が見込まれるため、介護給付費の抑制につながるとともに、介護現場で入所者等と接することで、介護への関心が高まるものと考えます。</p>

	(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 北海道内では、札幌市、苫小牧市などで実施しています。
対象となる政策等の原案	北広島市介護支援ボランティア事業実施要綱(案)
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成26年8月要綱制定(予定)